

# 都道府県社会的養育推進計画について

# 次期都道府県社会的養育推進計画策定要領（案）

## ＜現行策定要領＞

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方や留意事項**をまとめて策定要領として示したもの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし**「令和2～6年度」「令和7～11年度」**の各期に区分して計画を策定。

### 【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。  
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



## ＜主な見直しのポイント＞

計画期間	<ul style="list-style-type: none"><li>●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、<b>次期計画は令和7～11年度の5年を1期</b>として策定。</li></ul>
項目	<ul style="list-style-type: none"><li>●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を<b>13項目</b>とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。</li><li>●<b>家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念</b>に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。</li></ul>
計画記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にP D C Aサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「<b>現行計画の達成見込・要因分析等</b>」の記載を求める。</li><li>●「<b>資源の必要量等</b>」「<b>現在の整備・取組状況等</b>」「<b>整備すべき見込量等</b>」の記載を求める。</li><li>●さらに、「<b>整備すべき見込量等</b>」について、「<b>整備・取組方針等</b>」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。</li></ul>
評価のための指標	<ul style="list-style-type: none"><li>●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに<b>統一的な「評価のための指標」</b>を設定する。</li><li>●各都道府県において、当該指標により取組の<b>進捗状況の把握</b>を求める。</li><li>●国は、各都道府県の取組の進捗について、<b>毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。</b></li></ul>

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・子どものニーズの適切な把握と支援への反映が必要。なお、子どもに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されることが重要。
- ・計画策定に当たっては、当事者である子どもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にP D C Aサイクルを運用することが必要。

## (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには子どもの意見表明等支援事業の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

## (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村の子ども家庭センターを通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係の再構築に向けた支援が効果的に行われることが必要。

## (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが必要。

## (5) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする必要があることから、都道府県においては、国において策定する一時保護施設の設備・運営基準を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

## (6) 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とする子ど�数の見込みを時点修正することが必要。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (7) 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障に向けた取組

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。すなわち、予防的支援により家庭維持を目指すとともに、代替養育を必要とすることの対応では、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育、さらには特別養子縁組を検討する。その上で、これらの対応が子どもにとって適当でない又はその実現までに期間を要すると判断された場合には、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所の措置を検討するとともに、既に代替養育されている子どもに対しても、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。

## (8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- 家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらが子どもにとって適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。
- 児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

## (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされることの対応では、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- 児童家庭支援センター等の設置の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

## (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の年齢要件等の弾力化や社会的養護経験者等を支援する拠点の設置等、自立支援を推進していくことが必要。

## (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- 児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- 児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

## (12) 障害児入所施設における支援

- 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

### ○ 次期計画策定上の留意事項

- 各都道府県においては、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うことが必要。
- 計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、可能なものから順次速やかに取組を進めが必要。

## 2.項目ごとの策定要領※以下、各項目について、現行策定要領からの変更等を中心に記載

### (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

#### 事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

家庭養育優先原則と  
パーマネンシー保障  
の理念

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持を目指すとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討。その上で、これらの対応が子どもにとって適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所措置の検討とともに、既に代替養育されている子どもにも、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要

各項目に係る基本的  
考え方

- 現行計画の達成見込や達成・未達成（見込）の要因分析等を行う
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込み量等について整備・取組方針等を具体的に記載

計画策定等における  
当事者であるこども  
の意見の反映等

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行う
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親等や施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

市区町村との連携体  
制等

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図る
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に基づく都道府県の施策についても考慮することが必要

P D C A サイクルの  
運用

- 計画策定時に都道府県児童福祉審議会等へ意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- P D C A サイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

## 2.項目ごとの策定要領

### (2)当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

#### 事項

子どもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

子どもの権利擁護に係る環境整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、子どもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上で子どもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明
- 子ども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保、子どものニーズに合わせた体制整備に努める
- 子どもの意見等を最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由を子どもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会に子どもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める
- 子ども自身に対してその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつわかりやすい周知啓発を図ることが必要
- 社会的養育に関する関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

#### 事項

子ども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、子ども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画には子ども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載（とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載）
- 子ども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 市区町村への送致のほか、子どもや保護者の置かれた状況や地理的要因等から、適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施すること
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を、児童相談所職員と一緒にを行うこと等によりお互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなどを検討
- 子ども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

## 2.項目ごとの策定

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

##### 事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
- 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の確保・充実や利用促進等に向けた取組状況を把握し、必要な支援を検討
- 子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映
- 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
- 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームや児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供、委託の際の連携・協力

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- 市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

##### 事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、子育て短期支援事業の実施、在宅指導措置委託の積極的な活用などを念頭に置き機能強化を図る

市区町村との連携体制

- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

## 2.項目ごとの策定要領

### (4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### 事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等をもとに、同事業の整備が着実に進められるよう、**乳児院や母子生活支援施設等**の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
- 助産施設の確保に取り組むこと
- 制度の周知にも取り組むこと
- 都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、**市区町村等の関係機関との連絡会議の開催**、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
- 児童福祉及び母子保健担当部局等の**関係機関の職員等への研修**
- 市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、**妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い**、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、**家庭支援事業の活用**も含めて検討が必要
- 市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (5)各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

#### 事項

代替養育を必要とする子どもの見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は施設に入所させて養育することが必要がある者の数（代替養育を必要とする子ど�数）を時点修正する際、**予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立**の見込み数を踏まえて算出  
(参考例) こどもの人口（推計・各歳ごと）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）  
= 代替養育を必要とする子ど�数

## 2.項目ごとの策定要領

### (6)一時保護改革に向けた取組

#### 事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する一時保護施設の設備・運営基準等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- 子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする
- 子どもの適切なケアの確保に課題がある場合や、子どもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点からは、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保に努めることが必要
- 子どもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進める
- 一時保護施設内の学習支援の充実に努める
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、定期的に見直す

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### 事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討すること
- 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備を検討することが望ましい

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ②親子関係再構築に向けた取組

##### 事項

児童相談所における体制強化

民間との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親等や施設との協働による支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を發揮
- 里親・ファミリーホームや施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

##### 事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備について検討
- 養子縁組里親が見つからない場合や縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、養親からの相談に応じるなどの援助を行う

## 2.項目ごとの策定要領

### (8)里親等への委託の推進に向けた取組

#### ①里親等への委託こども数の見込み等

##### 事項

パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親等数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 里親等委託率は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを優先した上でなお代替養育を必要とする子どもの見込数に対して設定されるものであること
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式  
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要な子どもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則
- 施設入所が長期化しているこどもについては、子どもの課題に応じて里親等委託を検討する必要があり、特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を検討
- 乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、令和11年度時点における年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討し、国の数値目標を超えた目標を設定
- 国においては、令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上の実現に向けて取組を推進
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること。
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図る。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

## 2.項目ごとの策定要領

### (8)里親等への委託の推進に向けた取組

#### ②里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

##### 事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定するガイドライン等を参照
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討。設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、フォースタリング機関の活用についても検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ①施設で養育が必要なこども数の見込み

##### 事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

##### 計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した「代替養育を必要とするこども数の見込み」から、(8)の①の項目において算出された「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと。

## 2.項目ごとの策定要領

### (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

乳児院、児童養護施設

- 概ね**5年程度**で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定
- 乳児院について、こども家庭センターや市区町村の母子保健担当部局、児童相談所等との**連携・協働先**として位置付けることを働きかけるとともに、**妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援**などへの積極的な活用を検討。また、**一時保護専用施設**の整備についても、地域の実情に応じて検討

母子生活支援施設

- 妊産婦等生活援助事業**が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知

地域支援・在宅支援の充実

- 家庭支援事業**を施設にどの程度委託しているかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、**市区町村**に対しては**積極的な施設の活用**を、**施設**に対しては**積極的な事業実施**を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 児童家庭支援センター**の設置の促進を検討

施設等における人材確保・人材育成等

- 施設等における人材確保
  - ・施設等で働くことの魅力等を**施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発**することや、職場体験等、**施設等や業務内容を理解してもらう**機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
  - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成
  - 研修の受講機会の提供、**スーパービジョンのシステムの確立**等の取組みが重要。また、**職員が課題を一人で抱え込まない組織運営**が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### 事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

実情把握の対象者及び把握すべき内容、手段

- 国において策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童養護施設等職員、里親等を通じて**電話やメール、SNS等**の手段により実情を把握
- 社会的養護経験者等同士の繋がりを活かした実情把握

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### 事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、管内の施設等の状況を踏まえつつ、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定
- (10)の①の項目の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定
- 関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討
- 社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組 ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

#### 事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組

#### ②都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

##### 事項

児童相談所における  
人材確保・育成

児童相談所の管轄人  
口

市区町村との連携

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載
- 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市区町村と連携体制の整備を図る

## 2.項目ごとの策定要領

### (12)障害児入所施設における支援

##### 事項

障害児入所施設にお  
ける支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

### 3.次期計画策定上の留意事項

#### 事項

次期計画の計画期間、  
計画の見直し等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、以下について可能なものから順次速やかに取組む
  - ・現行計画の達成見込・要因分析等
  - ・資源等に関する地域の現状把握
  - ・市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
  - ・里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築に向けた調整・検討
  - ・施設の多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化等に向けた各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
  - ・これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 等
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意